

鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領

制定 令和6年5月10日 6森推第184号

最終改正 令和7年5月19日 7森推第191号

(趣旨)

第1 この要領は、鳥獣被害防止総合対策交付金事業（以下「事業」という。）の実施について、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）及び鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成22年5月24日付け22農技第94号。以下「交付要綱」という。）並びに国の定める通達等に定めのあるもののほか必要な事項を定めることとする。

(事業の種類等)

第2 事業の種類、事業内容及び当該事業を実施しようとする者（以下「事業主体」という。）は別表に掲げるとおりとする。

(事業計画)

第3 事業計画等

1 事業計画の作成と承認

(1) 事業主体は、事業計画承認申請書（様式第1-1号又は様式第1-2号）に次の関係書類を添えて所轄地域振興局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

ア 事業計画内訳書（以下「事業計画」という。）

(ア) 様式第2-1号、2-1号（別紙）（ただし、別表の区分【緊急捕獲】に限る）

(イ) 様式第2-2号（ただし、別表の区分【総合支援事業】に限る）

(ロ) 様式第2-3号（ただし、別表の区分【シカ特別対策】に限る）

(ハ) 様式第2-4号（ただし、別表の区分【スマート捕獲】に限る）

イ 事業実施位置図（ただし、総合支援事業のうち整備事業に限る）
縮尺1万5千分の1程度の地形図に事業実施箇所を明示する。

ウ 環境負荷低減のチェックシート（様式第2-5号）

エ アからウに定めるもののほか局長が必要と認める書類

(2) 局長は、前号の規定による申請書の提出があったときは、事業計画の内容を審査し取りまとめ（様式第3-2号）の上、当該事業を所管する部長（以下「部長」という。）に協議（様式第3号）するものとする。

(3) 部長は、前号の規定による協議内容が適当と認められるときは、国の内示を受けた後（県単を除く）に協議に同意するものとする。

(4) 局長は、前号の規定による同意があったときは、事業主体に対し、承認（様式第4-1号）を行うものとする。

2 事業計画の提出期限は、部長が別途通知をおこなうものとする。

(事業の実施基準)

第4 事業の実施基準は、第2の別表に定めるものとする。

(早期着手)

第5 事業主体は、交付決定前に交付対象とする事業に着手することができない。

ただし、事業計画の承認済みのもの、又は事業計画の承認を申請するもののうち、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定前に交付対象となる事業に着手することができるものとする。

(ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業は事業の性質上、早期着手に関する手続きは不要とする)

- (1) 事業の性格上、事業の実施時期に制約を受けるもの。
- (2) 事業の実施上、特に長期間を有するもの。
- (3) 早期着手により事業費の増額の防止が予想できるもの。
- (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるもの。

2 事業主体は早期着手を必要とするときは、事業早期着手承認申請書(様式第5号又は様式第1-2号)を局長に提出するものとする。

3 局長は、前項の協議があり、第1項のただし書きに該当し、適当と認められるときは、次の条件を付して、承認(様式第6号又は様式第4-2号)するものとする。

- (1) 交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- (2) 事業費及び交付金等は、交付決定のとき変更することがあること。

4 局長は、前項の承認をしたときは、直ちに事業早期着手報告書(様式第7号)を部長に提出するものとする。

(内示)

第6 部長は、第3第1項第3号の規定による事業計画の同意をした事業に関して、国の交付決定を受けたときは、局長に交付金額の内示をするものとする。

2 局長は、前項の規定による内示があったときは、事業主体に対し内示をするものとする。

(交付申請及び交付決定)

第7 第6第2項の規定による内示を受けた事業主体は、交付金交付申請書(様式第9-1号又は様式第9-2号)に次の関係書類を添えて局長に提出するものとする。

- (1) 事業計画承認通知の写し
- (2) 様式第9-1号(別紙1)(ただし、別表の区分【緊急捕獲】に限る)
- (3) 様式第9-2号(別紙2)(ただし、別表の区分【総合支援事業】に限る)
- (4) 様式第9-3号(別紙3)(ただし、別表の区分【シカ特別対策】に限る)
- (5) 様式第9-4号(別紙4)(ただし、別表の区分【スマート捕獲】に限る)

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、交付金に係る消費税仕入控除税額(交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じ

て得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。ただし、申請時において交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合にあっては、この限りでない。この場合において、事業主体は、第7第1項又は第2項の規定による報告をするものとする。

- 3 局長は、第1項の交付金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、適当と認められるときは、交付決定（様式第10-1号又は様式第10-2号）をするものとする。

（事業の変更）

第8 交付要綱第4第1項第1号に該当するときは、重要変更とし、変更の手続きは次のとおりとする。

- (1) 事業主体は、交付要綱第6第1項の規定による事業変更承認申請書（様式第8号）を局長に提出するものとする。

- (2) 局長は、前号の規定により事業変更承認申請書の提出があり、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の交付金額の増、又は20%を超える減が生じる場合には、変更内容等を取りまとめ（様式第3-2号）の上、事業変更承認申請書（様式第3号）に次の関係書類を添えて部長に提出するものとする。

- ア 様式第2-1号（ただし、別表の区分【緊急捕獲】に限る）
イ 様式第2-2号（ただし、別表の区分【総合支援事業】に限る）
ウ 様式第2-3号（ただし、別表の区分【シカ特別対策】に限る）
エ 様式第2-4号（ただし、別表の区分【スマート捕獲】に限る）

- (3) 部長は、前号の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないものと認められるときは局長に同意するものとし、必要に応じて変更内示を行うものとする。

- (4) 局長は、前号の規定による同意があったときは、事業主体に対し、当該事業計画の変更承認を行い、必要に応じて交付金額の変更内示を行うものとする。

- (5) 局長は、第1号の規定により事業変更承認申請書の提出があり、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の交付金額の20%以内の減が生じる場合で、やむを得ないものと認められるときは、事業主体に対し、当該事業計画の変更承認を行い、必要に応じて交付金額の変更内示を行うとともに、直ちに部長に報告（様式第12-1号）するものとする。

- (6) 第4号及び第5号の規定による変更内示に伴う変更交付申請（様式第9-2号）は、第7の交付申請に準じて行うものとする。

2 前項に規定する以外の変更の必要が生じたときは、軽微な変更とし、変更の手続きは次のとおりとする。

- (1) 事業主体は、事業変更報告書（様式第11号）を局長に提出するものとする。

- (2) 局長は、前号の提出があったときは、変更内容等を取りまとめ（様式第2号）の上、直ちに部長に報告（様式第12-2号）するものとし、部長は、必要に応じて変更内示を行うものとする。

(事業の中止、廃止、完了期限延長)

第9 交付要綱第6第1項第2号に規定する事業の中止、廃止の手続きは次のとおりとする。

- (1) 事業主体は、事業の中止若しくは廃止を必要とするときは、事業中止承認申請書(様式第13号)を局長に提出するものとする。
- (2) 局長は、前号の規定により申請書の提出があり、中止若しくは廃止をした時点で事業実績があったときは、事業主体の調査を行うものとする。
- (3) 局長は、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の交付金額の20%を超える減が生じる場合には、前号の調査を行った場合は調査結果を付して、部長に協議(様式第14号)するものとする。
- (4) 部長は、前号の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは局長に同意するものとする。
- (5) 局長は、前号の規定による同意があったとき、又は第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の交付金額の20%以内の減が生じる場合で、やむを得ないと認められるときは事業主体に対し、承認(様式第15号)をするものとする。
- (6) 局長は、第6第1項の規定により内示があった地域振興局全体の交付金額の20%以内の減が生じる場合で、前号の承認をしたときは、直ちに事業中止(廃止)報告書(様式第16号)を部長に提出するものとする。

2 局長は、その職員を指定して、前項第2号の規定による調査を行うことができる。

3 交付要綱第6第1項第3号に規定する事業の完了期限延長の手続きは次のとおりとする。

- (1) 事業主体は、事業の完了期限の延長を必要とするときは、事業延長申請書(様式第17号)により、局長に提出するものとする。
- (2) 局長は、前号の規定による申請書の提出があり、やむを得ないものと認められるときは、事業主体に対し、承認をするものとする。
- (3) 局長は、前号の承認をしたときは、直ちに事業延長報告書(様式第18号)を部長に提出するものとする。

(実績報告)

第10 事業主体は、事業が完了したときは、交付要綱第9に規定する実績報告書(様式第19号)に次の関係書類を添えて局長に提出するものとする。

(1) 事業実行内訳書

- ア 様式第2-1号、2-1号(別紙)(ただし、別表の区分【緊急捕獲】に限る)
- イ 様式第2-2号(ただし、別表の区分【総合支援事業】に限る)
- ウ 様式第2-3号(ただし、別表の区分【シカ特別対策】に限る)
- エ 様式第2-4号(ただし、別表の区分【スマート捕獲】に限る)

(2) 事業実施位置図(ただし、総合支援事業のうち整備事業に限る)

縮尺1万5千分の1程度の地形図に事業実施箇所を明示する。

(3) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し

(4) ニホンジカの捕獲許可に関する実績報告に伴う調査表(別表の区分【緊急捕獲】に限る。令和3年度4月1日以降に捕獲された個体に限る。)

(5) 前各号に定めるもののほか局長が必要と認める書類

- 2 第7第2項ただし書により交付の申請をした事業主体は、実績報告書を提出するに当たって、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告するものとする。
- 3 第7第2項ただし書により交付の申請をした事業主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（様式第20号）により速やかに知事に報告するとともに、知事による返還命令を受けてこれを返還するものとする。

また、交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、規則第13条第1項の額の確定のあった日の翌年6月15日までに、同様式により知事に報告するものとする。

（調査）

第11 局長は、交付要綱第9に規定する実績報告書の提出に伴う交付金の確定調査を次により行うものとする。

- (1) 第3第1項の規定により提出された事業計画との整合等の確認。
 - (2) 第7第2項の規定により交付決定した交付金その他事業費等に関する収入及び支出。
 - (3) 前各号に定めるもののほか局長が必要と認める事項。
 - (4) 確定調査は、書類調査と必要に応じて現地調査を併せて行うこと。
- 2 調査職員は、前項に規定する調査を実施したときは、事業調査書（様式第21号）を作成するものとする。
 - 3 局長は、その職員を指定して、第1項の規定による調査を行うことができる。

（交付金の確定）

第12 局長は、実績報告書提出後の確定調査結果に基づいて交付金の確定（様式第22号）をし、事業主体へ通知するものとする。

（交付金の請求）

第13 事業主体は、交付要綱第10に規定する交付金の交付（概算払を含む）の請求をしようとするときは、交付金の確定後に交付（概算払）請求書（様式第23号）を局長に提出するものとする。

- 2 事業主体は、第7第2項の規定による交付決定を受けた交付金に関し、次に掲げる交付金額を上限として概算払いを請求することができる。
 - (1) 交付対象となる事業の出来高が60パーセント未満の場合にあっては、交付決定額の50パーセント以内の額。
 - (2) 出来高が60パーセント以上の場合にあっては、交付決定額の90パーセント以内の額で交付対象となる施設等に係る実質の出来高率を乗じた額を超えない額。
- 3 局長は、前項の規定による概算払いの請求があったときは、速やかに第11の規定に基づく調査を行い、出来高を確認した上で交付金の概算払いをするものとする。

(事業実績の報告)

第 14 局長は、事業実績報告書(様式第 24 号)に、次の関係書類を添えて、事業実施年度の翌年度の 4 月 15 日までに部長に提出するものとする。

- (1) 様式第 24 号(別紙)
- (2) 様式第 2-5 号
- (3) 各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写し
- (4) 様式第 21 号
- (5) 実施主体の実績報告書
- (6) (1)から(5)に定めるもののほか部長が必要と認める書類

(申請の取り下げ)

第 15 事業主体は、交付要綱第 7 の規定により、事業の取り下げをしようとするときは、交付決定の通知を受けた日から、15 日以内に交付金申請取下申請書(様式第 25 号)を局長に提出するものとする。

- 2 局長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかに部長に協議するものとする。
- 3 部長は、前項の規定による協議があったときは、内容を審査し、やむを得ないと認められるときは、局長に同意するものとする。
- 4 局長は、前項の規定による同意があったときは、事業主体に対し、承認を行うものとする。

(状況報告)

第 16 事業主体は、交付要綱第 8 第 1 項の規定により、事業遂行状況報告書(様式第 26 号)を局長に提出するものとする。

- 2 局長は、事業主体から前項の規定による報告書の提出があったときは、速やかに部長に提出するものとする。
- 3 第 1 項の規定による状況報告は、概算払請求書をもって代えることができる。

(事業実施状況の報告)

第 17 事業主体は鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領(以下「国実施要領」という。)別記 1 の第 5 の 1、別記 4 の第 5 の 1、別記 5 の第 5 及び別記 6 の第 5 に基づき、実施状況報告書(様式第 2-1 号、様式第 2-2 号、様式第 2-3 号又は様式第 2-4 号)を事業実施年度の翌年度の 9 月 20 日までに、局長に提出するものとする。

- 2 局長は、前項の提出があった場合には、その写しを部長に提出するものとする。

(事業の評価)

第 18 事業主体が行う国実施要領別記 4 の第 6 の事業評価は、国実施要領別記 1 の第 6 に基づく事業評価と併せて行うものとする。

事業実施主体が行う国実施要領別記 5 の第 6 の 2 の事業評価は、事業実施年度の翌年度に事業の目的と実施状況から評価を行うものとし、事業実施の翌年度 9 月 10 日までに、別に定める様式により事業評価報告書を作成し、局長に提出するものとする。

る。

事業実施主体が行う国実施要領別記 6 の第 6 の 1 の事業評価は、事業の実施状況から評価を行うものとし、事業実施年度の翌年度の 9 月 10 日までに、別に定める様式により事業評価報告書を作成し、局長に提出するものとする。

- 2 局長は、前項の規定により提出のあった事業評価について、内容を確認した上で、9 月 20 日までに部長へ提出するものとする。

（他の施策との関連）

第 19 本事業の実施に当たっては、他の施策との関連及び活用に配慮するものとする。

（書類の経由）

第 20 この要領により局長に提出する書類は、事業施行地を管轄する市町村長を経由するものとする。

附則

1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日付けで最終改正された「鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱(令和 4 年 3 月 31 日付け 3 農振第 2333 号)」に基づき実施する事業から適用する。

なお、改正前の本要領に基づき実施した事業については、改正前の要領に基づき行うものとする。

別表

区分	事業の種類	事業内容	事業主体	【財源】実施基準等
【緊急捕獲】	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業	ニホンジカ（成獣）、イノシシ（成獣）、ニホンザル（成獣）、ハクビシン、アメリカミンク、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、サギ類の有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲	協議会 市町村（協議会の構成員に限る）	【国庫】（農水省） 別記のとおり なお、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）第4第2項（5）シカ・クマ特別対策等事業のうちシカ等緊急捕獲対策により実施する場合は、ニホンジカ及びイノシシ（成獣）のみを対象とする。
【シカ特別対策】	シカ特別対策等事業	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する経費 (1)シカ特別対策	協議会 市町村（協議会の構成員に限る）	【国庫】（農水省） 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9242号の農林水産省生産局長通知）別記5による。
【総合支援事業】	整備事業	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する経費 (1)処理加工施設 (2)捕獲技術高度化施設	協議会 市町村（協議会の構成員に限る） コンソーシアム（事業内容(1)処理加工施設のみ）	【国庫】（農水省） 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9242号の農林水産省生産局長通知）別記1別表1の1.(2)及び(3)による。
	推進事業	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する経費 (1)ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (2)処理加工施設の人材育成 (3)ICTの活用による情	協議会 コンソーシアム	【国庫】（農水省） 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9242号の農林水産省生産局長通知）別記1別表1の2.(5)及び(8)から(10)による。

		報管理の効率化 (4)放射性物質影響地域のジビエ利活用推進		
【スマート捕獲】	スマート捕獲等普及加速化事業	鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する経費 (1) ICT 機器及びデータ活用した被害防止対策の実施 (2) ICT 機器及びデータ活用した被害防止対策の普及活動	協議会 市町村（協議会の構成員に限る）	【国庫】（農水省） 鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9242号の農林水産省生産局長通知）別記6による

(別記)

(補助率等)

第1 国実施要領別記4の第3及び別記5の第3の1により、農林水産省農村振興局長が定める上限単価は、次に掲げるとおりとする。

(1) 有害捕獲に係る捕獲活動費

対象鳥獣名 (ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについては幼獣を除く)		上限単価 (円/頭・羽)
ニホンジカ イノシシ	① 放射性物質による出荷制限地域で捕獲された場合 (出荷制限一部解除地域)	
	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
	上記以外の場合	8,000
	② 放射性物質による出荷制限地域で捕獲された場合 (出荷制限一部解除地域を除く)	8,000
	③ ①、②以外の場合	
	食肉処理等のための施設において搬入確認した場合	9,000
	焼却処分等のための施設において搬入確認した場合	8,000
	上記以外の場合	7,000
ニホンザル		8,000
ハクビシン、アメリカミンク		1,000
ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、サギ類		200

(2) 捕獲個体の埋設・運搬経費

積算根拠等があり、実績、経費内容が確認できる証拠書類がある場合に対象とする。
但し、捕獲従事者自らが行う場合を除く。
補助率 1/2 以内

(3) 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費（食肉処理する場合を除く）

積算根拠等があり、外注したものであり、実績、経費内容が確認できる証拠書類がある場合に対象とする。
補助率 1/2 以内

(4) 支払い事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

実績、経費内容が確認できる証拠書類がある場合に対象とする。
補助率 1/2 以内

(捕獲個体の確認)

第2 捕獲実績の確認は、原則として国実施要領別記4の第2の2の(2)ア、イ、ウによるものとする。

なお、業務の円滑な推進のため捕獲個体確認詳細については別に定めるとおりとする。

(支援対象期間)

第3 本事業の支援対象期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

なお、事業主体が支援対象期間に捕獲確認をした場合に支援対象とすることができる。

(様式第 1－1 号) (第 3 の 1 の (1) 関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業計画承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第 3 第 1 項第 1 号の規定により、関係書類を提出します。

(注 1) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

(注 2) 市町村被害防止計画を添付すること。

(様式第1－2号)(第3の1の(1)及び第5の2関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業計画及び早期着手承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

〇〇年度において、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を、下記の通り早期着手により実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第3第1項第1号及び第5の2の規定により、関係書類を提出します。

記

- 1 早期着手の理由
- 2 早期着手の事業内容
- 3 事業費
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日

(注1) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。
(注2) 市町村被害防止計画を添付すること。

(様式第2-1号)(第3の1の(1)関係、第8の1の(1)関係、第10の1の(1)関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業計画(実績)内訳書【緊急捕獲】

事業主体名: _____

区分	鳥獣種	捕獲数	事業単価(円)	事業費(円)	交付単価(円)	交付金額(円)	備考
緊急捕獲							
緊急捕獲							
緊急捕獲							
緊急捕獲							
緊急捕獲							
緊急捕獲 計							

注) 様式第2-1号(別紙)を添付すること。

変更の場合は、変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。記載内容は金額および獣種ごとの頭数。

シカ及びイノシシについては雄・雌別に捕獲数を記載し、鳥獣種欄に鳥獣種名とあわせて雄・雌の別を記載すること。実績報告において、雌雄不明個体については、鳥獣種名とあわせて「雌雄不明」と記載すること。

(様式第2-1号(別紙1))

(第3の1の(1)関係、第8の1の(2)関係、第10の1の(1)関係)

〇〇年度鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 実施計画書(実施状況報告書)

事業実施年度	年度
市町村名	
事業実施主体名	

1 事業の目的

--

2 被害防止計画及び緊急捕獲等計画の作成状況等

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第4条の規定に基づく被害防止計画の作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

(注) 被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)に基づく防除実施計画の作成	

(注) 事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

3 事業実施体制

(1) 協議会の概要

協議会等の名称及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備考

(注) 協議会の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備 考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容

(注) 鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。

4 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

5 添付書類

- (1) 事業実施主体が協議会の場合は規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

様式第2-1号（別紙2）

鳥獣被害防止対策のチェックシート（鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）

事業実施主体名 _____

	申請時 (します)	効果的な捕獲活動	報告時 (しました)
①	☐	関係者で話し合いを行い、取組の理解に努め、持続的な捕獲体制を構築する。	☐
②	☐	前年度の捕獲実績や現状の被害状況等を踏まえ、効果的な捕獲計画を策定する、又は見直す。	☐
③	☐	策定した捕獲計画に基づき捕獲を実施する。	☐
④	☐	捕獲実績を集積し、効果的な捕獲活動が実施できているか点検評価する。	☐

(様式第2-2号) (第3の1の(1)関係、第8の1の(2)関係、第10の1の(1)関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合支援事業 実施計画書(実施状況報告書)

事業実施年度	年度
市町村名	
事業実施主体名	

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分			備考
		国庫交付金	市町村費	その他	
1 推進事業 (1) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組 (2) 処理加工施設の人材育成 (3) ICTの活用による情報管理の効率化 (4) 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進	円	円	円	円	
2 整備事業 (1) 処理加工施設 (2) 捕獲技術高度化施設					
計					

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目的

--

3 計画の作成状況

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条の規定に基づく被害防止計画の作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

（注）被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣に保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項に規定する特定鳥獣保護管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく防除実施計画の作成	

（注）事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会等の概要

協議会等の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備 考

（注）協議会等の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備 考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容

（注）鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。

5 推進事業の内容

(1) ジビエ等の利用拡大に向けた地域の実組

① 衛生管理認証の取得に関する実施計画（又は実績）

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	
(1 / 2 以内)								
計								

(注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。

2 協議会等の活動について記入すること。

② 上記以外に関する実施計画（又は実績）

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	
(1 / 2 以内)								
計								

(注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。

2 協議会等の活動について記入すること。

(2) 処理加工施設の人材育成 実施計画（又は実績）

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	
(1 / 2 以内)								
計								

(注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。

2 協議会等の活動について記入すること。

(3) ICT の活用による情報管理の効率化 実施計画（又は実績）

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	

(1/2 以内)								
計								

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 協議会等の活動について記入すること。

(4) 放射性物質影響地域のジビエ利活用推進
実施計画（又は実績）

対象 鳥獣	対象 地域	実施 時期	内容	事業費	負担区分			備考
					交付金	市町村費	その他	
(定額)				円	円	円	円	
(1/2 以内)								
計								

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 協議会等の活動について記入すること。

6 整備事業の内容

施設整備地域の地域指定状況

市町村名	整備地域	地域指定状況					備 考
		山村	過疎	特農	半島	離島	

- (注) 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

(1) 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の整備計画
（又は実績）

対象 鳥獣	整備 地域	受益 戸数	実施内容	事業費	負担区分			交付率	備考
					交付金	市町村費	その他		
				円	円	円	円	%	
計									

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の設置場所、対象範囲がわかるような地図及び規模決定根拠となる資料等を添付すること。
3 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産9426号生産局通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料及び費用対効果分析チェックシートを添付すること。

(2) 捕獲技術高度化施設の整備計画（又は実績）

対象 鳥獣	整備 地域	受益 戸数	実施内容	事業費	負担区分			交付率	備考
					交付金	市町村費	その他		
				円	円	円	円	%	
計									

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 捕獲技術高度化施設の設置場所、対象範囲がわかるような地図、規模決定根拠となる資料及び運営体制がわかる資料等を添付すること。
3 「鳥獣被害防止総合対策交付金における費用対効果分析の実施について」（平成20年3月31日付け19生産9426号生産局通知）により算出した、費用対効果分析（投資効率）に係る資料及び費用対効果分析チェックシートを添付すること。

7 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

8 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
(2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
(3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(様式第2-2号(別紙))

鳥獣被害防止対策のチェックシート(鳥獣被害防止総合支援事業)

事業実施主体名

	申請時 (します)	(1) 効果的な生息環境管理	報告時 (しました)
①	☐	鳥獣を引き寄せる要因の現状把握に努める。	☐
②	☐	農作物残さの撤去などについて、農家への巡回指導・助言を行う。	☐
③	☐	ゴミ集積所の適切な管理などについて、地域住民からの協力が得られるように、広報誌やホームページ等で周知を行う。	☒

	申請時 (します)	(2) 効果的な侵入防止柵の整備・維持管理	報告時 (しました)
※1 侵入防止柵の整備を行う場合(該当しない ☐)			
①	☐	集落内で話し合いを行い、合意を得て体制を構築する。	☐
②	☐	被害状況等を踏まえ、効率的・効果的な柵の整備に係る事業実施計画を策定する。	☐
③	☐	仕様書に明記する等により、規格に適合した資材を発注し、調達する。	☐
④	☐	専門家等からの指導やマニュアル等を参照し、正しい方法で施工する。また、これらを実績報告までに確認する。 なお、請負施行の場合は、受注者による工事が正しい方法による施工か確認する。	☐
※2 耐用年数期間内の侵入防止柵がある場合(該当しない ☐)			
⑤	☐	集落協定を結ぶなどにより、定期的な見回りを行い、破損等を確認したら速やかに修繕する。	☐

注1: ※1の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、①～④のチェックは不要です。

注2: ※2の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、⑤のチェックは不要です。

(様式第2-3号) (第3の1の(1)関係、第8の1の(2)関係、第10の1の(1)関係)

〇〇年度シカ特別対策事業 実施計画書(実施状況報告書)

事業実施年度	年度
市町村名	
事業実施主体名	

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分			備考
		国庫交付金	市町村費	その他	
1 シカ特別対策事業 (1) 実施体制の整備 (2) 生息状況調査等 (3) シカの集中捕獲 (4) 捕獲個体の処理 (5) 人材育成活動 (6) 大規模捕獲実証	円	円	円	円	
計					

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかなでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の対象地域・実施期間

--

- (注) 1 事業の対象地域となる市町村名及びその市町村における具体的な事業実施範囲を記入すること。
2 事業実施範囲と協議会等が被害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分(区域、期間等)を記入すること。

3 計画の作成状況

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条の規定に基づく被害防止計画の作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

（注）被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣に保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項に規定する特定鳥獣保護管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく防除実施計画の作成	

（注）事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

4 事業実施体制

(1) 協議会等の概要

協議会等の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備 考

（注）協議会等の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備 考

5 シカによる被害の状況

○シカ被害の拡大状況

項目/年度	H30	R1	R2	R3	R4

※被害額、被害面性や生息頭数など、シカ被害の拡大状況について、項目を記入すること。

（注）事業の対象地域となる市町村におけるシカの被害の状況（被害額、被害面積等）を記入すること。

6 シカ特別対策事業の内容

(1) 実施体制の整備

実施計画（又は実績）

取組内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
計					

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
 2 取組内容には具体的な内容及び事業費の積算を記入すること。

(2) 生息状況調査等

実施計画（又は実績）

取組内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
計					

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
 2 取組内容には具体的な内容及び事業費の積算を記入すること。

(3) シカの集中捕獲

実施計画（又は実績）

取組内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
計					

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
 2 取組内容には具体的な内容及び事業費の積算を記入すること。

(4) 捕獲個体の処理
実施計画（又は実績）

取組内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
計					

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 取組内容には具体的な内容及び事業費の積算を記入すること。

(5) 人材育成活動
実施計画（又は実績）

取組内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
計					

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 取組内容には具体的な内容及び事業費の積算を記入すること。

(6) 大規模捕獲実証
実施計画（又は実績）

取組内容	事業費	負担区分			備考
		交付金	市町村費	その他	
	円	円	円	円	
計					

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 取組内容には具体的な内容及び事業費の積算を記入すること。

7 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

8 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
(2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
(3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(様式第2-4号) (第3の1の(1)関係、第8の1の(2)関係、第10の1の(1)関係)

〇〇年度スマート捕獲等普及加速化事業 実施計画書(実施状況報告書)

事業実施年度	年度
市町村名	
事業実施主体名	

1 総括表

事業内容	事業費	負担区分			備考
		国庫交付金	市町村費	その他	
1 スマート捕獲等普及加速化事業 (1) ICT 機器及びデータ活用した被害防止対策の実施 (2) ICT 機器及びデータ活用した被害防止対策の普及活動	円	円	円	円	
計					

- (注) 1 負担区分のその他の欄には、事業実施に係る国庫交付金、市町村費以外の額を記入する。
2 備考欄には、仕入れに係る消費税等控除相当額について、これを控除した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入する。

2 事業の目標

--

3 事業実施期間(3年以内)
年

4 計画の作成状況

(1) 被害防止計画の作成状況

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号）第 4 条の規定に基づく被害防止計画の作成	
上記以外の被害防止計画の作成	

（注）被害防止計画の作成状況について、該当する区分に○印を記入すること。

(2) 他の施策との関連状況

鳥獣に保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項に規定する特定鳥獣保護管理計画に資する取組を行う	
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）に基づく防除実施計画の作成	

（注）事業実施主体が属する市町村において、外来生物法に基づく計画を作成している場合は、該当欄に○印を記入すること。

5 事業実施体制

(1) 協議会等の概要

協議会等の名称 及び設立年月日	構成機関の名称	役割分担内容	備 考

（注）協議会等の規約、役員名簿、組織図等事業実施の体制が分かる資料を添付すること。

(2) 専門家等の連携

専門家等の氏名	所属・専門分野	実施内容	備 考

(3) 地域における取組

具体的な取組内容

（注）鳥獣被害防止対策における市町村等地域の取組事項、内容を記入すること。

6 事業の対象地域

--

注1：事業の対象地域となる市町村名及び具体的な事業実施範囲を記入すること。

2：捕獲を行う場合は、協議会等が被害防止計画に基づき行う有害捕獲の区分（区域、期間等）を記入すること。

7 取組内容

捕獲	追払い	集落点検	その他

その他の場合の具体的な内容

--

注1：該当する部分に○を付すこと。なお、複数の取組を実施する場合には、主となる取組に●を付すこと。

2：その他の場合は「その他の場合の具体的な内容」欄に具体的な取組内容を記載すること。

8 対象鳥獣

シカ	イノシシ	サル	クマ	中型獣類	その他

注1：該当する部分に○を付すこと。

2：その他の場合は具体的獣種を記載すること。

9 活用する ICT 機器

種類	機器名	メーカー	数量
例：捕獲通知機器			

注1：機器の持つ機能の種類ごとに記載すること（同種別メーカーの機器（例えば別メーカーのセンサーカメラ）は、1種とする）。

10 モデル地区の普及範囲

--

注：普及活動を、県内に限り実施する方針か、他の都道府県へも実施する方針か、明確に記載すること。

なお、協議会又は市町村が事業実施主体となる場合にあっては、県と連携して取り組む普及活動も含めるものとする（当該事業外の取組含む。）。

11 事業実施に当たって助言を受ける専門家の概要

注：専門家の経験等について、特に鳥獣被害対策・ICT関係がある場合には詳細に記載すること。

12 スマート捕獲等加速化促進事業の内容

取組内容	事業費		備考
		国庫交付金	
(具体的な内容及び積算)	円	円	
計			
負担割合 (%)	自己負担	国費	

注1：取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2：事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進行管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載し、参考資料等を添付すること。

3：その他必要な参考資料等を添付すること。

7 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

8 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

(様式第2-5号)

環境負荷低減のチェックシート

事業実施主体名

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況 の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消 費をしないこと (照明、空調、ウォームビズ・ク ールビズ、燃費効率のよい機械の利用等) を検討	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検 討	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※処理加工施設の整備を行う場合又は有害鳥獣の 捕獲を行う場合 (該当しない ☐) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び 適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用の検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注1：※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。

この場合、当該項目のチェックは不要です。

注2：(7)の⑫の「関係法令の遵守」については、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）を遵守することを示す。

<報告内容の確認について>

- ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。

上記について、確認しました→☐

(様式第3号)(第3の1の(2)、第8の1の(2)関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業(変更)計画について

このことについて、別添のとおり鳥獣被害防止総合対策交付金事業計画承認申請書の提出がありましたので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第3第1項第2号(第8第1項第2号)の規定により協議します。

(注) 事業実施主体から提出のあった事業計画承認申請書(様式第1-1号)(補助事業変更承認申請書(様式第8号))及び添付書類一式を添付すること。

(様式第3-2号)(第3の1の(2)、2 第8の1の(2)、2の(2)関係)

〇〇年度地域振興局別事業(変更)計画取りまとめ表【緊急捕獲】

地域振興局名: _____

市町村	事業主体	事業の種類	区分	補助金額	(変更内容)	(変更理由)	備考
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
		緊急捕獲	緊急捕獲				
緊急捕獲 計		緊急捕獲	緊急捕獲				

注) 市町村ごとに補助金の計をとること。
変更の場合は、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
様式中の「緊急捕獲」は別表中の文言に合わせて書き換えること。

(様式第4－1号)(第3の1の(4)、第8の1の(4)関係)

年 番 号
月 日

様

地域振興局長

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業(変更)計画の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました鳥獣被害防止総合対策交付金事業(変更)計画については、申請のとおり承認します。

年 月 日
番 号

様

地域振興局長

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業(変更)計画及び早期着手の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました鳥獣被害防止総合対策交付金事業(変更)計画及び早期着手については、下記の条件を付して承認します。

記

- 1 補助金交付の決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- 2 事業費及び交付金等は、交付決定のとき変更することがあること。

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等))
代表名 氏名

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業早期着手承認申請書

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業計画に基づく下記の事業を早期着手したいので申請します。

記

- 1 早期着手の理由
- 2 早期着手の事業内容
- 3 事業費
- 4 着手予定年月日
- 5 完了予定年月日

(注1) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

番 号
年 月 日

様

地域振興局長

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業の早期着手の承認について

年 月 日付け 第 号で申請のありました〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業の早期着手について下記の条件を付して承認します。

記

- 1 交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業主体が負うこと。
- 2 事業費及び交付金等は、交付決定のとき変更することがあること。

(様式第7号)(第5の4関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業早期着手報告書

このことについて、別添のとおり〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業早期着手の承認申請があり、適当と認められたので〇年〇月〇日付けで承認しました。

(様式第8号)(第8の1の(1)関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業変更承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定のあった〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業を下記のとおり変更したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第5第1項(又は鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第6第1項)の規定により、申請します。

記

1 変更の理由

(注) 変更する事業計画において、変更前と変更後が比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載した事業計画を添付すること。

(様式第9-1号)(第7の1関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業を下記のとおり実施したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第4(又は鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第5)の規定に基づき、交付金円の交付を申請します。

記

区 分	補助金額	備 考
	円	

(注) 区分欄は別表中の区分欄から選択して記載すること。

(注1) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

1 交付金の目的

2 交付金の内容及び計画(又は実績)

3 経費の配分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費)	負 担 区 分			備 考
		交付金	市町村 負担金	その他 負担金	
	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業着手・完了予定年月日

事業着手予定 年 月 日

事業完了予定 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

収入内訳	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 交付金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

(2) 支出の部

支出内訳	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
支出額	円	円	円	円	

様式第 9－1 号（別紙 1）
【緊急捕獲】

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	協議会等の事業実施主体の要件を満たしていること。	
採択要件	被害防止計画が作成されていること又は、作成されることが確実に見込まれること。	
交付要件	総合支援事業の有害捕獲等、鳥獣被害防止総合対策交付金の他事業と重複して支援を受けていないこと。	

本交付金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日 _____

事業実施主体名 _____

様式第 9－1 号（別紙 2）
【総合支援事業】

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	協議会、コンソーシアム等の事業実施主体の要件を満たしていること。	
採択要件	被害防止計画が作成されていること又は、作成されることが確実に見込まれること。	
採択要件	有害捕獲、被害防除及び生息環境管理のうち複数の取組が行われていること又は確実に見込まれていること。	
採択要件	（整備事業）受益者戸数が 3 戸以上であること。	
交付要件	（整備事業）整備する施設の導入効果について費用対効果を実施し、投資効果を十分に検討していること。	
交付要件	（推進事業）推進事業の事業費のうち、委託事業が 50%以内であること。	

本交付金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日

事業実施主体名

様式第 9－1 号（別紙 3）
【シカ特別対策事業】

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	協議会等の事業実施主体の要件を満たしていること。	
採択要件	被害防止計画が作成されていること又は、作成されることが確実に見込まれること。	
採択要件	シカによる被害が拡大していること又は被害の拡大が予測されること。	
採択要件	捕獲区域、捕獲時期、捕獲目標等を定めたシカの捕獲計画が作成され、計画に基づく捕獲が行われること。	
交付要件	総合支援事業の有害捕獲や緊急捕獲活動支援事業等、鳥獣被害防止総合対策交付金の他事業と重複して支援を受けていないこと。	
交付要件	事業費のうち、委託事業が 50%以内であること。 事業費の 50%を超えて委託する場合は必要な手続きを行っていること。	

本交付金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日

事業実施主体名

様式第 9－1 号（別紙 4）
【スマート捕獲】

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金交付申請に係る確認書

確認項目		チェック欄
実施主体	協議会等の事業実施主体の要件を満たしていること。	
採択要件	事業で得られたデータを集約して活用すること。	
採択要件	事業の成果を普及させる取り組みを実施すること。	
交付要件	総合支援事業や緊急捕獲活動支援事業等、鳥獣被害防止総合対策交付金の他事業と重複して支援を受けていないこと。	
交付要件	事業費のうち、委託事業が 50%以内であること。 事業費の 50%を超えて委託する場合は必要な手続きを行っていること。	

本交付金の申請に際し、上記すべての項目について要件を満たしていることを確認しました。

確認年月日

事業実施主体名

(様式第9-2号)(第7の1関係、第8の1の(6)関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金変更交付申請書

番 年 月 日 号

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定のありました、鳥獣被害防止総合対策交付金事業を下記のとおり変更してください。

交付決定のあった交付金	変更後の交付金額	今回変更増減額
円	円	円

注) 変更計画承認通知の写しを添付すること。

記

- 1 交付金の目的
- 2 交付金の内容及び計画(又は実績)

3 経費の配分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費)	負 担 区 分			備 考
		交付金	市町村 負担金	その他 負担金	
	円	円	円	円	

(注1) 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

(注2) 変更の場合二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載する。(5の記載も同様とする。)

4 事業着手・完了予定年月日

事業着手 年 月 日
事業完了予定 年 月 日

5 収支予算（又は収支精算）

（１） 収入の部

収入内訳	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 交付金	円	円	円	円	
2 市町村費					
3 その他					
合 計					

（２） 支出の部

	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備考
			増	減	
支出額	円	円	円	円	

(様式第 10-1 号) (第 7 の 2 関係)

長野県 地域振興局指令 第 号

〇〇〇〇 (事業主体名)

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度鳥獣被害防止総合
対策交付金 円を、次の条件を付して交付します。

年 月 日

長野県 地域振興局長

- 1 事業の遂行にあたっては、補助金等交付規則（昭和 34 年 3 月 23 日長野県規則第 9 号）、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱（平成 22 年 5 月 24 日付け 22 農技第 94 号）及び鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領並びに国の定める通達に従わなければならない

(様式第 10-2 号) (第 7 の 2 関係)

長野県 地域振興局指令 第 号

〇〇〇〇 (事業主体名)

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定した、 年度鳥獣被害防
止総合対策交付金については、 円を 円に、変更し交付します。

年 月 日

長野県 地域振興局長

1 変更交付決定の内容

交付決定金額 円

変更交付決定金額 円

交付金増減額 円

2 交付条件は、 年 月 日付け 地域振興局指令 第 号の交付の条件のとおりとする。

(様式第 11 号) (第 8 の 2 の (1) 関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業変更報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定のあった 年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業を下記のとおり変更したので報告します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(注 1) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

(注 2) 補助金交付申請書の添付書類(様式第 2-1 号(ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に限る))により、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(様式第 12－1 号) (第 8 の 1 の (5) 関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業変更報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から鳥獣被害防止総合対策交付金事業変更承認申請書が提出され、承認しましたので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第 8 第 1 項第 5 号の規定により報告します。

(注 1) 変更の内容は、様式第 3-2 号により、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(注 2) 変更箇所を分かるように訂正した事業計画を添付すること。

(様式第 12-2 号) (第 8 の 2 の (2) 関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業変更報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から鳥獣被害防止総合対策交付金事業変更報告書が提出されたので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第 8 第 2 項第 2 号の規定により報告します。

(注 1) 変更の内容は、様式第 3-2 号により、変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

(注 2) 変更箇所を分かるように訂正した事業計画を添付すること。

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業中止（廃止）承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定のあった 年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業を下記の理由によって、中止（廃止）したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第 6 第 1 項第 2 号の規定により、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 中止（廃止）の理由
- 3 事業の実施状況

(注 1) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

(注 2) 事業の実施状況は、交付申請書の添付書類（様式第 2-1 号（ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に限る））により、計画を括弧書で上段に、実施状況を下段に記載すること。

(様式第 14 号) (第 9 の 1 の (3) 関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業中止（廃止）について

このことについて、別添のとおり鳥獣被害防止総合対策交付金事業中止（廃止）承認申請書の提出がありましたので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第 9 第 1 項第 3 号の規定により協議します。

(様式第 15 号) (第 9 の 1 の (5) 関係)

年 月 日
番 号

様

地域振興局長

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業中止（廃止）の承認について

年 月 日付け で承認申請のありました鳥獣被害防止総合対策交付金事業の中止（廃止）については、申請のとおり承認します。

(様式第 16 号) (第 9 の 1 の (6) 関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業中止（廃止）報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から鳥獣被害防止総合対策交付金事業中止（廃止）承認申請書の提出があり、適当と認められたので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第 9 第 1 項第 6 号の規定により報告します。

(様式第 17 号)(第 9 の 3 の (1) 関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業完了期限延長承認申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定のあった 年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業を下記の理由によって、完了期限を延長したいので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第 6 第 1 項第 3 号の規定により、申請します。

記

- 1 事業の種類
- 2 完了期限延長の理由
- 3 事業の実施状況
- 4 事業実施についての見通し
- 5 事業完了予定年月日

(注 1) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

(注 2) 事業の実施状況は、補助金交付申請書の添付書類(様式第 2-1 号(ただし、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に限る))により、計画を括弧書で上段に、実施状況を下段に記載すること。

(様式第 18 号) (第 9 の 3 の (4) 関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業延長報告書

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

このことについて、 から鳥獣被害防止総合対策交付金事業延長承認申請書の提出があり、適当と認められたので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領第 9 第 3 項第 4 号の規定により報告します。

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業実績報告書

地域振興局長 様

番 号
年 月 日

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定のあった ―事業について、
下記のとおり実施したので、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第 9 の規定に基づき、その実績を
報告します。

1 事業の目的

2 交付金の内容及び実績

3 経費の配分

区 分	事業に要した経費	負 担 区 分			備 考
		交付金	市町村 負担金	その他 負担金	
	円	円	円	円	

(注) 備考欄には、仕入に係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業着手・完了年月日

事業着手 年 月 日

事業完了 年 月 日

5 収支精算

(1) 収入の部

収入内訳	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
1 交付金 2 市町村費 3 その他	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

支出内訳	本年度 精算額	本年度 予算額	比 較 増 減		備考
			増	減	
支出額	円	円	円	円	

(注 1)

必要な書類は別途添付すること。

〇〇年度 消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定のあった鳥獣被害防止総合
対策交付金事業について、下記のとおり報告します。

記

1	補助金等交付規則第 13 条第 1 項の交付金の確定額	金	円
2	交付金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除額	金	円
4	交付金返還相当額 (3 - 2)	金	円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ① 消費税確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの)
- ② 付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ③ 3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ④ 事業主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

5 交付金仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況等

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記入すること。

6 交付金仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ① 免税事業者の場合は、事業実施年度の前々年度に係る法人税 (個人事業主の場合は前々年に係る所得税) 確定申告書の写し (税務署の収受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ② 新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ③ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、事業年度における消費税確定申告書 (簡易課税用) の写し (税務署の収受印等のあるもの)
- ④ 事業主体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる書類

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業調査書

年 (年) 月 日

調査員
職 氏名

調査の結果は下記のとおりです。

記

事業名	年度 鳥獣被害防止総合対策交付金事業			
事業主体名				
事業実施期間	着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
調査年月日	年 月 日			
事業内容	実施内容			
	事業費	円		
	交付金額	円		
調査所見				

(様式第 22 号)(第 12 関係)

地域振興局達 番 号

〇〇〇〇(事業主体名)

年 月 日付け
防止総合対策交付金の額を
地域振興局指令 第
円と確定します。

号で交付決定をした 年度鳥獣被害

年 月 日

地域振興局長

(様式第 23 号) (第 13 の 1 関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金交付（概算払）請求書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局達 第 号で確定のありました 年度鳥獣被害
防止総合対策交付金を下記のとおり交付（概算払）してください。

記

区 分	確定 〔交付決定〕 額	交付（概算払）請求額			残 額	請求日現在 の出来高
		前回までに 支払いを 受けた額	今回請求額	計		
	円	円	円	円	円	%

振込先

金融機関

口座種別・番号・名義（フリガナ）

（注 1）概算払の場合は、出来高の根拠となる資料を添付すること。

（注 2）協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

(様式第 24 号) (第 14 関係)

番 号
年 月 日

林 務 部 長 様

地域振興局長

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業実績報告について

〇〇年度における、鳥獣被害防止総合対策交付金事業について、当局管内の事業がすべて完了したので、鳥獣被害防止総合対策交付金事業実施要領（令和 6 年 5 月 10 日付 6 森推第 184 号）第 14 の規定により、別添のとおり報告します。

(様式第 24 号 (別紙)) (第 14 関係)

年度 鳥獣被害防止総合対策交付金事業 市町村別実績(国庫対象分)

市町村	事業主体	鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業				シカ特別対策等事業				総合支援事業				計	
		内容	数量	事業費(円)	補助金(円)	内容	数量	事業費(円)	補助金(円)	内容	数量	事業費(円)	補助金(円)	事業費(円)	補助金(円)
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
														0	0
												0	0		
計				0	0			0	0			0	0	0	0

※シカ及びイノシシについては雄・雌別に数量を記載し、内容欄に鳥獣種名とあわせて雄・雌の別を記載すること。なお、雌雄不明個体については、鳥獣種名とあわせて「雌雄不明」と記載すること。

(様式第 25 号) (第 15 の 1 関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金申請取下申請書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号で交付決定のあった、鳥獣被害防止総合対策交付金を下記の理由で取下げます。

記

(取下げの理由)

(注)協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。

(様式第 26 号) (第 16 の 1 関係)

〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

地域振興局長 様

申請者 住 所
団体名
(協議会名等)
代表名 氏名

年 月 日付け 地域振興局指令 第 号により交付決定通知があった事業について、鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱第 8 の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		12月31日までに 完了したもの		1月 1 日以降に 完了するもの		
		事業費	出来高比 率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注) 協議会等の構成員が申請する場合には、参画協議会名等も記載すること。